

差押不動産の公売 実施のお知らせ

愛荘町が差押えている不動産を公売します。



令和7年4月撮影



川久保

滋賀県愛知郡愛荘町川久保 宅地 250.11㎡

見積価額 **141** 万円

公売保証金 15万円

詳細は町ホームページと官公庁オークションの該当ページをご覧ください。

インターネット公売(官公庁オークション)

入札するには公売参加申込手続き、陳述書の提出
および公売保証金の納付が必要です。

公売参加申込期間(保証金納付期間)

令和8年 9月18日(金) 午後 1時00分から
(参加申込) 令和8年10月 6日(火) 午後11時00分まで
(保証金納付) 令和8年10月 8日(木) 午後 4時30分まで

入札期間

令和8年10月13日(火) 午後 1時00分から
令和8年10月20日(火) 午後 1時00分まで

公売場所

紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上

お問い合わせ先

【愛荘町税務課 湖東分室 電話 0749-47-5710】

町ホームページ



官公庁オークション



不動産情報

- 【土地1】 滋賀県愛知郡愛荘町川久保字戸ヶ坪104番2 (宅地) 16.52㎡
- 【土地2】 滋賀県愛知郡愛荘町川久保字戸ヶ坪104番4 (宅地) 13.08㎡
- 【土地3】 滋賀県愛知郡愛荘町川久保字戸ヶ坪104番5 (宅地) 220.51㎡

特記事項

- 【全物件】 物件の北西に現所有者の自宅が隣接している。
- 【土地1】 地積測量図は法務局に備え付けられていない。
- 【土地2】 土地所在図および地積測量図が法務局に備え付けてある。
- 【土地3】 地積測量図が法務局に備え付けてある。

その他注意事項

- ・ 公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえで入札してください。公売財産について関係公簿等を閲覧するほか十分な調査を行なったうえで公売に参加してください。
- ・ 公売財産の下見会は実施しません。現地確認などは入札参加者自身で行なってください。
- ・ 公売財産の地積等は、公簿によるものです。図面と現況が異なる場合は、買受代金を全額納付時の現況を優先します（現況有姿で引き渡されます）。
- ・ 不動産登記法の規定により、買受人が地目または地積の変更の登記や建物の表題登記の申請をしなければならない場合があります。
- ・ 公売財産に隠れた瑕疵があっても、愛荘町に担保責任は生じません。
- ・ 境界は買受人が隣地所有者と協議してください。なお、公売財産内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立退きなどは、全て買受人が行うことになります。これらのことについて、紛争が生じても愛荘町は関与しません。
- ・ 敷地の埋設物、埋没物等の有無については確認を行なっていません。
- ・ 登録免許税、不動産取得税、固定資産税が別途必要になります。

公売注意事項

公売に参加する場合は「愛荘町インターネット公売ガイドライン」「愛荘町ホームページの公売該当ページ」「KSI官公庁オークションの該当ページ」「公売公告兼見積価額公告書」「公売公告兼見積価額公告別紙1」を必ず事前に確認してください。

- 公売参加申込手続き、暴力団員等に該当しない旨の陳実書の提出および公売保証金の納付の後でなければ入札できません。
 - 本公売公告に違反した者、国税徴収法第92条または同法第108条第1項該当者は、公売へ参加することおよび財産を買い受けることはできません。
 - 愛荘町インターネット公売ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方は、公売へ参加することおよび財産を買い受けることはできません。
1. 税の納付等により、公売日時までに公売を中止することがあります。
 2. 本件公売は愛荘町インターネット公売ガイドラインに基づき実施します。愛荘町インターネット公売ガイドラインの内容を十分に確認してください。
 3. 一度行なった入札は、変更又は取消しはできません。
 4. 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者としします。
 5. 最高価申込者に対して売却決定を行います。最高価申込者の売却決定金額は買受申込価額となります。
 6. 最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札処理（令和8年10月20日（火）午後1時00分から午後2時00分までの間に実施）後の3時間、追加入札を実施します。追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじ（自動抽選）により最高価格申込者を決定します。
 7. 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上でかつ最高入札価額から公売保証金を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用することがあります。
 8. 公売財産に係わる徴収金の完納の事実が買受代金の納付前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
 9. 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可および承認を必要とする財産は買受人がそれを得たときになります。
 10. 愛荘町は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。
 11. 公売による権利移転に伴う費用（登録免許税等）は、買受人の負担となります。
 12. その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
 13. 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
 14. 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られもしくは不正に使用される等により損害を受けた場合に愛荘町は何ら補償しません。
 15. 公売参加申込期間および入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。